

(役員の報酬等)

第28条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員に対しては、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

2 役員に対して、総会において別に定める費用の弁償の基準に従って算定した額を、その職務を行うための費用として弁償することができる。

(賠償責任の免除)

第29条 本会は、法人法第114条第1項の規定により、任務を怠ったことによる理事又は監事（理事又は監事であった者を含む）の損害賠償責任を、法令の限度において理事会の決議によって免除することができる。

第6章 顧問及び相談役

(顧問及び相談役)

第30条 本会に、顧問及び相談役を置くことができる。

- 2 顧問及び相談役は、理事会の決議を経て任期を定めた上で、会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、法令上の役員ではなくこの法人に対して何らの権限を有しないが、会長の諮問に応え、会長に対し、参考意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役は、無報酬とする。

第7章 理事会

(理事会の構成)

第31条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、この定款に別に定めるものほか、次の職務を行う。

- (1)総会の日時及び場所並びに議事に付議すべき事項の決定
 - (2)規則の制定、変更及び廃止に関する事項
 - (3)前各号に定めるものほか、本会の業務執行の決定
 - (4)理事の職務の執行の監督
 - (5)会長及び副会長の選定及び解職
- 2 理事会は、次に掲げる事項、その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1)重要な財産の処分及び譲受け
 - (2)借入金